

# 合併協議会だより

2005年(平成17年)2月発行 編集・発行/高松市・国分寺町合併協議会事務局



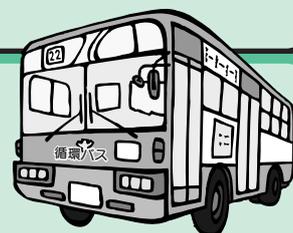
レインボーロード(高松市)



如意輪寺公園(国分寺町)

**地方税、国民健康保険事業、介護保険事業の取扱いが  
確認されました** (4,5ページ参照)

**国分寺町の町営バスは、合併後も、  
現行のとおり運行されることとなりました**



## 第9回・第10回会議で確認された事項

# 会議の概要

会議	協議番号	合併協定項目	確認内容
第9回	第19号	その他の事業 (情報公開制度)	情報公開制度については、高松市の制度に統一する。
	第20号	その他の事業 (外部監査制度)	外部監査制度については、高松市の制度を適用する。
	第21号	その他の事業 (水問題対策)	水問題対策については、高松市の制度を適用する。
第10回	第23号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	国分寺町農業委員会は、高松市農業委員会に統合する。 国分寺町農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号の規定に基づき5人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。
	第24号	地方税の取扱い ※4ページ参照	地方税の取扱いについては、高松市の制度に統一するものとする。 ただし、 1 国分寺町に係る法人市・町民税、軽自動車税、入湯税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱うものとする。 ①法人市・町民税の法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。 ②軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。 ③入湯税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。 ④事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。 2 国分寺町に係る個人市・町民税の均等割の非課税基準、固定資産税及び軽自動車税の納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 3 国分寺町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。
	第25号	一般職の職員の身分の取扱い	国分寺町の定数内の職員は、すべて高松市の職員として引き継ぐ。 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。
	第27号	一部事務組合等の取扱い	両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 国分寺町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの变化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続を行う。 国分寺町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。
	第28号	消防団の取扱い	国分寺町消防団は、高松市消防団に統合する。 消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。
	第29号	国民健康保険事業の取扱い ※5ページ参照	国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税(料)率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとす。
	第30号	介護保険事業の取扱い ※5ページ参照	介護保険事業については、高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行う。 また、国分寺町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 国分寺町直営の居宅介護支援事業所については、合併時に廃止し、民間事業所において対応する。
	第31号	交通関係事業	交通関係事業については、高松市の制度に統一する。 ただし、市・町民交通傷害保障に係る保険期間、端岡駅・国分駅自転車駐車場の利用時間及び駐車料については、合併時まで調整する。 国分寺町地域における町営バスの運行については、現行のとおりと高松市に引き継ぐ。
	第32号	その他の事業 (市・町民褒章制度)	市・町民褒章制度については、高松市の制度に統一する。

◆開催日 11月29日(月)  
◆開催場所 国分寺町女性会館

### 第9回会議

◆開催日 12月22日(水)  
◆開催場所 高松市役所

### 第10回会議

それぞれの会議での協議結果は、次のとおりです。

## 継続協議となっている事項（第10回会議終了時点）

提案された会議	協議番号	合併協定項目
第8回会議	第17号	地域審議会の取扱い(協定項目第6号)について(提案内容は下記①のとおり)
	第18号	議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目第7号)について(提案内容は下記②のとおり)
	第22号	建設計画(協定項目第25号)について <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">           ※建設計画については、引き続き協議し、すべての合併協定項目の協議が終了した段階で、意思集約を図ることとしています。         </div>
第9回会議	第26号	事務組織及び機構の取扱い(協定項目第13号)について
第10回会議	第33号	都市提携(協定項目第24—1号)について
	第34号	コミュニティ施策(協定項目第24—5号)について
	第35号	障害者福祉事業(協定項目第24—6号)について
	第36号	高齢者福祉事業(協定項目第24—7号)について
	第37号	その他の福祉事業(協定項目第24—10号)について
	第38号	保健衛生事業(協定項目第24—11号)について
	第39号	商工・観光関係事業(協定項目第24—13号)について
	第40号	農林水産関係事業(協定項目第24—14号)について
	第41号	消防防災関係事業(協定項目第24—19号)について
第42号	学校教育事業(協定項目第24—20号)について	

「地域審議会の取扱い」及び「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」は、第8回会議で以下のとおり提案されましたが、国分寺町側の委員の意見が分かれていることから、意思集約を図ることができず、継続協議となりました。

### ①地域審議会について

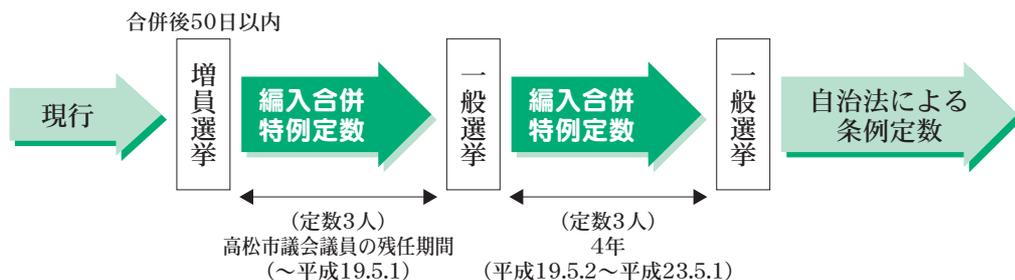
合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現させるために、合併前の国分寺町の区域に地域審議会を設置することが提案されました。

- ・ 委員 国分寺地区に住所を有し、選挙権を有する者 15人以内(任期：2年)
- ・ 設置期間 合併の日から平成28年3月31日まで
- ・ 所掌事務 建設計画や国分寺町地域のまちづくりについて、市長の諮問に応じて、審議、答申し、または意見を述べる。

### ②議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

合併特例法の定数特例(※注)を2回適用することが提案されました。

- ・ 選挙区 国分寺町の区域
- ・ 特例定数 3人  $\left( \begin{array}{l} 40人 \\ \text{高松市議員定数} \end{array} \times \begin{array}{l} 23,158人 \\ \text{国分寺町人口} \end{array} \div \begin{array}{l} 332,865人 \\ \text{高松市人口} \end{array} \right)$  合併特例法第6条第2項に基づく計算 ※人口は平成12年国勢調査人口



※注 編入合併の場合、地方自治法の原則では、編入される市町村の議会の議員は、すべて失職することとなりますが、合併特例法では、編入される市町村の区域から1人以上の議会の議員が確保されるよう、一定期間に限り、議会の議員の定数を増加し、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて、人口に応じて増加定数を配分することが認められています。

# 合併後、こうなります！

(平成17年度に合併した場合)

合併協議会では、現在、高松市と国分寺町の住民サービスの水準や住民負担の調整など、両市町の合併に関する様々な協議を進めています。

ここでは、第10回会議で確認された事項のうち、特に住民の皆さんに関係の深い事項について、その概要をお知らせします。

## 地方税の取扱い

地方税の取扱いについては、高松市の制度に統一します。

ただし、国分寺町に係る地方税のうち、両市町で違いのある税率等については、次のとおりとなります。



## 👤 主な地方税の税率など

税の区分		現 況		合併後			
		高松市	国分寺町				
法人市・町民税	均等割	両市町とも同じ					
	法人税割	法人税額の14.7%	法人税額の14.0%				
軽自動車税	税率	制限税率(※注) (50cc以下、ミニカーは標準税率)	標準税率 (全ての車種)	平成20年度までは現行のとおり 平成21年度から高松市の制度に統一			
	例	原動機付 自転車	50cc以下		両市町とも同じ 1,000円		
			50ccを超え90cc以下		1,300円	1,200円	
	例	軽自動車	2輪		2,600円	2,400円	
			4輪以上		乗用営業用	6,200円	5,500円
					乗用自家用	7,800円	7,200円
		貨物自家用	4,300円	4,000円			
事業所税	資産割	事業所床面積1㎡につき600円 (1,000㎡超の事業所のみ課税)	課税なし	平成22年度まで国分寺町地域では課税免除 平成23年度から高松市の制度に統一			
	従業者割	従業者給与総額の100分の0.25 (100人超の事業所のみ課税)					
納期前納付に対する報奨金 (住民税、固定資産税)		納期前に納付した税額 ×0.5/100×納期前の月数 (交付限度額:各期ごとの 税額が10万円まで) ※平成17年度から廃止	納期前に納付した税額 ×1/100×納期前の月数	国分寺町地域の住民税に係る報奨金は、平成18年度から廃止 国分寺町地域の固定資産税に係る報奨金は、平成20年度までは 廃止前の高松市の制度を適用し、 平成21年度から廃止			

※注 制限税率の上限=標準税率×1.2

## 不均一課税とは？

合併関係市町村相互の間で、税率が異なることなどにより、合併後直ちに合併市町村の全域にわたって、均一の課税をすることが、かえって、住民の負担に不均衡が生じると認められる場合、合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限って、課税をしないこと(課税免除)または不均一の課税をすることなど、合併特例法で認められている特例です。

## 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業は、次のとおりとなります。

### 国民健康保険料(税)率など 《保険料(税)率は平成16年度》

区分	現況		合併後	
	高松市	国分寺町		
医療給付費分	所得割	7.0/100	6.1/100	平成20年度までは 現行のとおり 平成21年度から高 松市の制度に統一
	資産割	26.9/100	10.0/100	
	均等割	29,100円	24,000円	
	平等割	24,200円	24,000円	
	限度額	530,000円	530,000円	
介護納付金分	所得割	1.5/100	1.2/100	平成17年度は現行 のとおり 平成18年度から高 松市の制度に統一
	資産割	5.9/100	4.2/100	
	均等割	7,000円	6,300円	
	平等割	4,300円	4,200円	
	限度額	80,000円	80,000円	
出産育児一時金	300,000円	300,000円		
葬祭費	50,000円	30,000円		

### 国民健康保険料(税)の比較 (平成16年度の算定方法により試算)

夫婦(介護保険第2号被保険者)と子供2人で、  
世帯主(介護保険第2号被保険者)の  
前年(平成15年)所得:200万円  
平成16年度固定資産税額:5万円の場合

(単位:円)

	高松市	国分寺町	差額
医療給付費分	270,900	226,800	44,100
介護納付金分	46,300	38,900	7,400
合計	317,200	265,700	51,500

※両市町とも、別途、所得状況に応じて、軽減制度があります。



## 介護保険事業の取扱い

第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料は、次のとおりとなります。

### 介護保険料(年額)

《保険料額は平成16・17年度》

段階	区分	現況		合併後
		高松市	国分寺町	
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市町村民税世帯非課税の人	16,200円	18,360円	平成17年度は現行のとおり 平成18年度以降は第3期介護保険 事業計画における保険料額を踏まえ、 調整する
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の人	29,100円	28,560円	
第3段階	本人が市町村民税非課税の人	40,400円	40,800円	
第4段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満の人	50,500円	53,040円	
第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満の人 (国分寺町は200万円以上400万円未満の人)	60,600円	63,240円	
第6段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が500万円以上の人 (国分寺町は400万円以上の人)	70,700円	65,280円	

注)平成17年度に介護保険事業計画の見直しを行い、平成18年度から20年度までの介護保険料が算定されます。

# 合併協定項目の協議状況

(第10回会議終了時点)

◎確認済み ○継続協議

協定項目	提案	協議状況
<b>1. 基本的な協議事項</b>		
1 合併の方式	第1回会議	◎
2 合併の期日 ※具体的な合併の期日は改めて提案	第4回会議	◎
3 新市の名称	第4回会議	◎
4 新市の事務所の位置	第4回会議	◎
5 財産の取扱い	第5回会議	◎
<b>2. 合併特例法に定める協議事項</b>		
6 地域審議会の取扱い	第8回会議	○
7 議会の議員の定数及び任期の取扱い	第8回会議	○
8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	第9回会議	◎
9 地方税の取扱い	第9回会議	◎
10 一般職の職員の身分の取扱い	第9回会議	◎
<b>3. その他協議事項</b>		
11 町名・字名の取扱い	第5回会議	◎
12 慣行の取扱い	第5回会議	◎
13 事務組織及び機構の取扱い	第9回会議	○
14 条例・規則等の取扱い	第7回会議	◎
15 特別職の職員の身分の取扱い	第5回会議	◎
16 一部事務組合等の取扱い	第9回会議	◎
17 附属機関等の取扱い	第6回会議	◎
18 公共的団体等の取扱い	第6回会議	◎
19 消防団の取扱い	第9回会議	◎
20 使用料・手数料等の取扱い	第6回会議	◎
21 各種団体への補助金・交付金等の取扱い	第6回会議	◎
22 国民健康保険事業の取扱い	第9回会議	◎
23 介護保険事業の取扱い	第9回会議	◎
24 各種事務事業の取扱い		
<b>4. 建設計画に係る協議事項</b>		
25 建設計画	第8回会議	○

協定項目	提案	協議状況
24 各種事務事業の取扱い		
24-1 都市提携	第10回会議	○
24-2 電算システム事業	第7回会議	◎
24-3 広聴広報事業	第7回会議	◎
24-4 人権啓発事業		
24-5 コミュニティ施策	第10回会議	○
24-6 障害者福祉事業	第10回会議	○
24-7 高齢者福祉事業	第10回会議	○
24-8 生活保護事業	第7回会議	◎
24-9 児童福祉事業		
24-10 その他の福祉事業	第10回会議	○
24-11 保健衛生事業	第10回会議	○
24-12 環境対策事業		
24-13 商工・観光関係事業	第10回会議	○
24-14 農林水産関係事業	第10回会議	○
24-15 建設関係事業		
24-16 交通関係事業	第9回会議	◎
24-17 上水道事業		
24-18 下水道事業		
24-19 消防防災関係事業	第10回会議	○
24-20 学校教育事業	第10回会議	○
24-21 社会教育事業		
24-22 文化振興事業		
24-23 その他の事業		
(情報公開制度)	第8回会議	◎
(外部監査制度)	第8回会議	◎
(水問題対策)	第8回会議	◎
(市・町民褒章制度)	第9回会議	◎



## 編集・発行

高松市・国分寺町合併協議会事務局  
 〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 高松市役所6F  
 TEL(087)839-2121 FAX (087)839-2125  
 URL <http://www.takamatsu-kokubunji.jp>  
 E-mail [k0833@city.takamatsu.lg.jp](mailto:k0833@city.takamatsu.lg.jp)  
 御意見をお待ちしております  
 合併についての御意見、御質問がございましたら、合併協議会事務局までお寄せいただきますようお願いいたします。

## お知らせ

### \*会議資料等の閲覧について

合併協議会事務局と高松市役所、国分寺町役場のほかホームページでも会議資料や会議録をごらんいただけます。